

与論町における道路反射鏡（カーブミラー）設置方針

1. カーブミラーについて

与論町では、町道や農道など見通しが悪い箇所に道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）を設置しています。カーブミラーは車両の安全確認を補助する施設ですが、鏡面には必ず死角が生じるため、過信は禁物です。

特に、通学路など子どもの飛び出しが懸念される場所や、高齢者施設周辺など反射機能に頼ることが危険な場所では、歩行者の安全を優先し、設置を行わない場合があります。

近年では、カーブミラーのある交差点で、鏡面の映像のみを頼りに目視確認を怠り、一時停止せずに進入することによる事故が多発しています。これにより、カーブミラーの過信が重大事故を誘発するケースも増加しています。

このため、新設や更新の際には、設置箇所の近隣住民への影響を考慮し、個人からの要望ではなく、お住まいの自治公民館を通じて意見を集約し、「道路反射鏡要望書」（以下「要望書」という。）を提出していただく必要があります。

2. カーブミラーの危険性について

- ① カーブミラーは左右が逆に映るため、前後の位置関係や方向を誤認する可能性があります。人間の目は大きく見えるものを近く、小さく見えるものを遠くと判断する傾向がありますが、鏡面ではこの関係が逆転することがあります。
- ② カーブミラーには死角が存在します。鏡面の大きさ、形状、向き、ドライバーの視点の高さ、道路の幅などの条件により、有効範囲が変化し、完全な安全確認はできません。実際の事故では「何も映っていなかった」との証言もあり、鏡に映らないからといって安全とは限りません。
- ③ 一時停止や減速の重要性。カーブミラーが設置されている場所でも、過信によって一時停止を怠り、スピードを落とさずに進入することで重大事故が発生しています。交通ルールを守らないことで、近隣住民に不利益が生じるため、設置には集落の同意が必要です。

3. 設置されたカーブミラーの管理について

設置後の管理については、受益者である集落にて行っていただきます。具体的には、草木による視界不良などの管理が該当します。また、老朽化による更新や修繕が必要となった場合、再度要望書の提出が求められる場合があります。

なお、道路環境の変化や土地利用の変更により、カーブミラーを撤去する場合がありますので、ご了承ください。

4. カーブミラーの設置ができないケース

- ① 交通規制標識が設置されている道路には設置することができません。
- ② 事故が発生したことのみを理由に設置することはできません（事故原因が運転者の過失である場合）。
- ③ 草木や作物が視界を妨げる状態については、適切な剪定や管理によって対応することとし、新たに設置することはできません。
- ④ 見通しが十分に確保されているカーブや交差点には、設置することができません。
- ⑤ 私有地に設置する場合、土地所有者および近隣住民の承諾が必要です。これらの承諾が得られない場合、設置することができません。

5. カーブミラーの設置要望について

カーブミラーの設置を希望される場合は、以下の手順に従って要望書を提出してください。

- ① 原則として、個人による申請は受け付けておりません。申請を希望される場合は、お住まいの集落の役員にご相談ください。
- ② 要望書は、建設課(町道担当)、耕地課(農道担当)、または町のホームページから入手できます。
- ③ 設置による影響について近隣住民にご説明のうえ、事前に同意を得てください。
- ④ 土地所有者の無償使用許可として、署名と捺印を要望書に記載してください。
- ⑤ 要望書に位置図を添付し、建設課(町道担当)、耕地課(農道担当)に提出してください。

※ 必要に応じて、警察に意見を求めながら町において設置の可否を検討します。設置に伴うデメリットが予想される場合、設置を見送る可能性もあることをご理解ください。そのため、設置の実現には慎重な検討が必要であることをお知らせいたします。

お問い合わせ先

建設課 97-4928 (町道担当)

耕地課 97-3132 (農道担当)